

令和８年度 第４回板倉区地域協議会 次第

日時：令和８年７月２８日(火)

午後６時～

場所：板倉区総合事務所

２０１・２０２会議室

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 報告事項

- ・ 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

４ 自主的な審議

- ・ 部会のテーマについて

５ その他

６ 閉 会

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は9時～21時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週1日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	板倉区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	7
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	9
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	4
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	6
上記のいずれかの取組を実施	220/223	9/9

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9時～21時 月1日及び年末年始休館	10時～22時（猛暑対策） 17時～22時予約制 週1日及び年末年始休館
公民館	8時30分～22時 年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理	9時～21時 週1日又は月2日、年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理 13区：16時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設） ※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～22時	9時～21時
休館日	第1・3月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8時30分～22時	9時～21時
休館日	第3木曜日、年末年始	水曜日、第3木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～17時	10時～16時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12月～2月は週2日）、年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設		全体 施設数	板倉区
A	基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	3
	市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B	政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	0
	正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C	理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	1
	ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D	政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	0
	上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E	同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	4
	リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F	理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	0
	日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G	見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	0
	やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計		162	8
H	100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 **【板倉区】**

施設 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	板倉コミュニティプラザ	○		地域政策課
3	あしんの里記念館	○	○	観光施設課
4	板倉地区公民館	○		社会教育課
5	板倉農村環境改善センター	○	○	社会教育課
6	板倉ふれあいゲートボール場	○	○	スポーツ推進課
7	板倉農業者トレーニングセンター	○	○	スポーツ推進課
8	板倉北部スポーツセンター	○	○	スポーツ推進課
9	板倉運動広場	○	○	スポーツ推進課
10	板倉庭球コート	○	○	スポーツ推進課

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.1～1.2 倍とした金額に四捨五入して 100 円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1 時間	<u>600 円</u>	510 円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1 施設	<u>200 円</u>	160 円
	中学生以下	1 施設	<u>100 円</u>	110 円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1 時間	<u>2,700 円</u>	2,450 円
	直江津東中学校屋外運動場	1 時間	<u>2,700 円</u>	2,450 円
	春日中学校屋外運動場	1 時間	<u>2,700 円</u>	2,450 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「板倉コミュニティプラザ」開館時間・休館日の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

また、合併前上越市の公民館や図書館にて、すでに定期的な休館日を設けている現状及び利用実態を勘案し、利用の少ない曜日を休館日とします。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで (午後 7 時から午後 9 時までは 予約があるときのみ)	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	日曜日、年末年始	年末年始

「あしんの里記念館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間について、現在の運用実態を踏まえ、条例を見直します。

また、冬期間(12月～翌年2月)は、ほかの時期に比べ利用者数が減少することから維持管理経費や人件費を節減するため、週の休館日を1日増やすように見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を100円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の1.1倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>10</u> 時から午後 <u>4</u> 時まで	【条例】 午前 9 時から午後 5 時まで 【実際の設定】 午前 10 時から午後 4 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	火曜日(休日の場合は翌日)、 <u>12月～翌年2月の間は、週2日(火曜日と曜日未定(祝日の場合は翌日))</u> 、年末年始	火曜日(休日の場合は翌日)、年末年始

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

区分	単位	上限額	
		改定後	現行
多目的ホール（全面利用）	1室1時間につき	<u>1,400円</u>	1,230円
和室（16畳）		<u>200円</u>	180円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

使用料（利用料金の上限額）に市外利用料金（定額の200パーセント）を設定する。

「板倉農村環境改善センター（板倉地区公民館）」 開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間は、「公共施設等総合管理計画」の適正管理における適正管理の考え方にに基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 <u>9</u> 時まで (休館日を除く、平日の午後 <u>5</u> 時 15 分以降及び土日祝日の午後 <u>5</u> 時以降は予約があるときの み)	【条例】 午前 9 時から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 9 時から午後 10 時まで (休館日を除く、平日の午後 5 時 15 分以降及び土日祝日の午後 5 時以降は予約があるときの み)

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
多目的ホール	1 室 1 時間につ き	<u>1,400 円</u>	1,260 円
視聴覚会議室		<u>400 円</u>	300 円
クラブ室		<u>300 円</u>	260 円
和室		<u>600 円</u>	480 円
調理実習室		<u>500 円</u>	390 円
生活研修室		<u>150 円</u>	120 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

(例 1) 使用時間実績*が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

(例 2) 使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

(例 3) 使用時間実績*が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「板倉ふれあいゲートボール場」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 7 時まで	(ア) 屋内ゲートボール場 午前 9 時から午後 7 時まで (イ) 屋外ゲートボール場 日の出から日没まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、週休 1 日の休館日（受付窓口である板倉農村環境改善センターと同様）を設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ 屋内ゲートボール場の占用利用は、現行使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内ゲートボール場	占用利用	1 面 1 時間につき	<u>300 円</u>	240 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「板倉農業者トレーニングセンター」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 一体管理をしている板倉農村環境改善センターの見直し内容に合わせて、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 現状の運営実態に合わせて、週休 1 日の休館日（板倉農村環境改善センターと同様）を設定

区分	改定後	現行
休館日	<u>月曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始</u>	【条例】 無休 【実際の設定】 月曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ アリーナの占用利用は、照明料金を含めた額とします。市内の体育館同規模（バレーボールコート 2 面程度）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
アリーナ	占用利用	1 時間につき	<u>1,200 円</u>	510 円
	照明設備		<u>(廃止)</u>	210 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「板倉北部スポーツセンター」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 一体管理をしている板倉農村環境改善センターの見直し内容に合わせて、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 現状の運営実態に合わせて、週休 1 日の休館日（板倉農村環境改善センターと同様）を設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始	【条例】 無休 【実際の設定】 月曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ アリーナの占有利用は、照明料金を含めた額とします。市内の体育館同規模（バレーボールコート 1 面程度）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
アリーナ	占用利用	1 時間につき	<u>800 円</u>	480 円
	照明設備		<u>(廃止)</u>	110 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「板倉運動広場」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 6 時まで	日の出から日没まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、週休 1 日の休館日（受付窓口である板倉農村環境改善センターと同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ 占用利用は、市内の多目的広場同規模（面積が 10,000 m²以上の一般施設）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
占用利用	1 時間につき	<u>400 円</u>	320 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「板倉庭球コート」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 6 時まで	日の出から日没まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、週休 1 日の休館日（受付窓口である板倉農村環境改善センターと同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ 占用利用は、市内の庭球場同種類（ハードコート）の平均使用料（10 円単位切捨）に改定

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
占用利用	1 面 1 時間につき	<u>200 円</u>	260 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。